

- 浄化槽は、下水道の終末処理場や農業集落排水施設とほぼ同等の高度な水処理ができ、各家庭に短期間で設置できる装置です。
- 浄化槽の中には微生物が住んでいて、微生物の働きを利用して、排水中の有機物を取り除いています。
- 浄化槽の処理で、排水中の有機物の90%を除去することができ、川や湖をきれいに保つことができます。

単独処理浄化槽をお使いの皆様へ

し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、浄化槽法の改正により新たな設置は禁止され、既存は、「みなし浄化槽」として使用できますが、生活排水の汚濁物質の7割を占める雑排水が河川に垂れ流しになっていることから、速やかに合併処理浄化槽に切り替えるか、下水道等に接続されるようお願いします。

浄化槽に関するお問い合わせは

◆市町村浄化槽担当課 ◆長野県地域振興局環境担当課 ◆長野県環境部水道・生活排水課 (TEL 026-235-7299)

◆公益社団法人長野県浄化槽協会

●事務局 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁内
TEL 026-234-7637 FAX 026-233-4864
<https://www.nagano-joukaso.or.jp> Email : nagano.joukaso@dia.janis.or.jp

●検査センター

- | | | |
|--------------------|------------------|------------------|
| ■東信支所 (佐久合同庁舎) | TEL 0267-63-1105 | FAX 0267-62-8600 |
| ■南信支所 (伊那合同庁舎) | TEL 0265-72-5740 | FAX 0265-98-0256 |
| ■南信支所諏訪分室 (諏訪合同庁舎) | TEL 0266-53-6201 | FAX 0266-53-6240 |
| ■中信支所 (松本合同庁舎) | TEL 0263-47-7851 | FAX 0263-47-5170 |
| ■北信支所 (長野合同庁舎) | TEL 026-232-7785 | FAX 026-225-9027 |

浄化槽の手引き

快適な暮らしと、ふるさとの清らかな流れを守るために

みんなで守ろう
地球の水を



めぐるん



公益社団法人 長野県浄化槽協会



浄化槽を設置するみなさんへ

～適正な維持管理のために～

1 浄化槽設置の準備

- 浄化槽を使用するためには、**保守点検**、**清掃**、**法定検査**の3つの維持管理が法律により義務づけられています。
- 浄化槽設置の設計を行うとともに、施工業者、保守点検業者、清掃業者を決めてください。法定検査は、知事指定検査機関である公益社団法人長野県浄化槽協会が行います。
- 浄化槽の設置の際に、補助を受けられる場合がありますので、市町村にお問い合わせください。
- 浄化槽を使用する際に守らなければならない事項の説明を市町村から受けてください。

2 設置に関する届出と施工

- 浄化槽を設置する際の届出**
- 建物と一緒に浄化槽を設置する場合(建築確認申請書)の提出先 → 長野県建設事務所等
 - 浄化槽のみを設置する場合(浄化槽設置届)の提出先 → 市町村
 - 浄化槽法第7条検査手数料を公益社団法人長野県浄化槽協会指定の金融機関へ前納願います。
- 施工**
- 設置工事は、県知事登録施工業者が行います。(浄化槽法第21条)
 - 工事が完了したら、工事完了報告書を市町村へ提出してください。

3 浄化槽の使用にあたって

- 使用開始**
- 使用を開始する日を保守点検業者へ連絡してください。
 - 使用開始報告書を使用開始後30日以内に市町村へ提出してください。(浄化槽法第10条の2)
- 保守点検**
- 保守点検とは、浄化槽がきちんと動くためのメンテナンスで、浄化槽の点検・調整・修理などを行うものです。
 - 知事の登録を受けた保守点検業者に委託してください。(浄化槽法第10条)
 - 第1回目の保守点検は、使用開始直前に実施してください。(浄化槽法第10条)

合併処理浄化槽

処理方式	処理対象人員または浄化槽の種類	保守点検回数
分離接触ばっ気方式、 嫌気ろ床接触ばっ気方式	20人槽以下	4か月に1回以上
	21人以上50人槽以下	3か月に1回以上
活性汚泥方式		1週に1回以上
接触ばっ気方式	1. 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週に1回以上
	2. スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽	2週に1回以上
	3. 1及び2以外の浄化槽	3か月に1回以上

清掃

- 清掃とは、汚泥・スカムを引き出し、浄化槽内の調整・洗浄を行うものです。清掃を適正に実施することで、浄化槽の破損・機能の低下、汚泥の流出、悪臭の発生等を未然に防止することができます。
- 市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。(浄化槽法第10条)

清掃回数 毎年1回以上

保守点検と清掃の記録票は、3年間保存してください。

4 法定検査を受検しましょう

法定検査とは、浄化槽法第7条及び第11条に基づき行われる検査で、

- ① 浄化槽が正しく設置されているか
- ② 浄化槽が正常に機能しているか
- ③ 保守点検や清掃が適正に行われているか

について、公益社団法人長野県浄化槽協会(知事指定検査機関)が検査を行います。法定検査は日頃行われている保守点検や清掃の実施状況の確認を含め、浄化槽の状態を総合的に判定するものです。

検査結果書は浄化槽設置者に交付されるとともに、県の地域振興局及び市町村へも送付され、必要に応じ改善指導が行われます。検査結果書で「改善が必要」と判定された場合は、保守点検業者と相談し、速やかに対策を実施しましょう。



法定検査

第7条検査

使用開始から
3～8か月後
に行う検査

検査項目

- ・設置状況
- ・機能
- ・保守点検
- ・水質 (BOD)

翌年度から

第11条検査

毎年1回の
定期検査

検査項目

- ・機能
- ・保守点検
- ・清掃
- ・水質 (BOD)

検査手数料

浄化槽の規模	第7条検査	第11条検査
20人槽以下	12,000円	5,000円
21人～100人槽	16,000円	10,000円
101人～300人槽	19,000円	13,000円
301人～500人槽	21,000円	15,000円
501人～2,000人槽	28,000円	22,000円
2,001人槽以上	38,000円	30,000円

浄化槽関係の届出をされる皆様の個人情報について

設置者が届出書に記載された住所、氏名、電話番号、その他の浄化槽関係情報について、法定検査が適正に実施されるようにするため、長野県から公益社団法人長野県浄化槽協会に提供されますことをご承知願います。

なお、公益社団法人長野県浄化槽協会では、個人情報を法定検査に関する業務以外で使用することはなく、厳重に管理されます。

【個人情報のフロー】
(届出) (共有) (提供)

設置者 → 市町村 → 長野県 → 指定検査機関(協会)

使用にあたっての注意事項

浄化槽の中は、微生物が住んでいて、排水中の有機物を分解しています。微生物に悪影響を与えないよう気を付けましょう。



- 1 トイレを使ったら、必ず適量の水で流しましょう。



- 2 便器の清掃には、浄化槽の中で働く微生物に影響するような薬剤を使用しないでください。

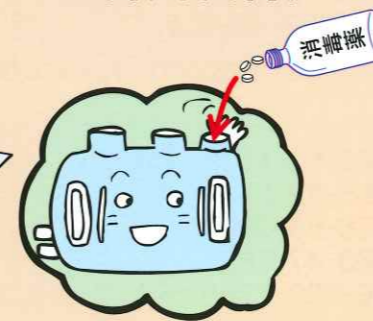


- 3 トイレではトイレペーパーを使用し、タバコの吸い殻や紙おむつなどの異物は絶対に流さないでください。

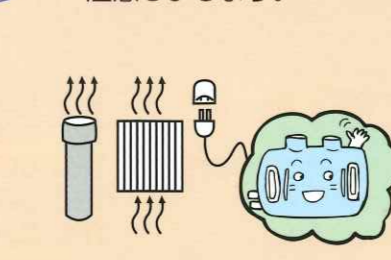
- 4 台所からの野菜くずや天ぷら油などは、できるだけ流さないようにしましょう。



- 5 消毒剤は切らず、常に消毒されているようにしましょう。



- 6 浄化槽の電源は切らないでください。通気口や送風機の空気取入口はふさがないように注意しましょう。



- 7 マンホールの上に物を置かないでください。蓋はいつも閉めておきましょう。

